

2021年11月10日

株式会社勝英自動車学校 代理人弁護士 藤原健補 先生

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316

FAX : 086-230-6880

HP : <http://okayama-con.net/>

ご 連 絡

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当法人の活動にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、貴社におかれましては、当法人の2020年6月9日付「ご連絡」につきまして、ご多忙中のところ教習生の方の各段階におけるキャンセル及び金額に関する詳細なご事情をご説明いただいた丁寧なご回答をいただき、大変ありがとうございました。

この度貴社より情報をご提供いただきましたキャンセル料の金額及び内容について、当法人において調査・検討を行いました結果、人件費や諸経費・教材費などの事情を考慮いたしますと、いずれも消費者契約法9条1号の定める「キャンセルの場合に事業者が生ずべき平均的損害」は超えていない範囲の金額と考えられることから、消費者契約法上の問題は存在しないとの結論に至りました。

従いまして、貴社に対する当法人からの申入れ活動につきましては、これをもちまして終了させていただきます。

ただ、貴社の利用者などから、再び貴社の事業活動について消費者契約法や特定商取引法等に違反している可能性があるなどの情報提供がございます場合は、改めて今回のような申し入れを行わせていただくことになる場合もございますので、今後とも、消費者が不測の不利益を被ることのないよう、消費者契約法等の関係諸法令の趣旨を踏まえた運営を行ってくださいますようお願いする次第です。

以上、略儀ながら書中にて、お礼かたがたご連絡申し上げます。

敬具